

福 井 県
新型インフルエンザ対策
行 動 計 画
(改定版)

(概要)

健康福祉部健康増進課

改定の主な内容

- 平成17年に策定した「福井県新型インフルエンザ対策行動計画」を、国の行動計画改定にあわせ、抜本的に見直し
- 従来の封じ込め対策から、まん延期を見据えた感染拡大の防止と社会機能維持を目的とする対策へ移行
- 単なる感染症対策としてではなく、社会・経済全体に影響を与えるものとしての認識を共有し、危機管理体制を構築

(改定の主な内容)

- ① 庁内体制の整備（全庁的取組みの推進）
 - ・ 知事をトップとした新型インフルエンザ対策会議の設置
- ② 関係機関との継続的な検討体制の立ち上げ
 - ・ 新型インフルエンザ対策地域調整会議の設置
- ③ 新たに設定された発生段階に応じた対策の明示

- 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
- 社会・経済を破綻に至らせない。

※新型インフルエンザとは

インフルエンザウイルス(鳥インフルエンザなど)の性質が変わる(変異する)ことによって、これまでヒトに感染しなかったウイルスが、ヒトへ感染するようになり、さらにヒトからヒトへ感染するようになった場合、その変異したインフルエンザウイルスのことを新型インフルエンザウイルスといい、そのウイルスによって起こるインフルエンザを新型インフルエンザという。

流行規模および被害の想定

行動計画
3～5P

福井県における被害想定（人口比換算）

- 罹患率全人口の約25%
- 医療機関受診患者数 約84,000～161,000人
- 入院患者数 約3,400～12,900人
- 死亡者数 約1,100～4,100人

参考1) 平成19年福井県の年間死亡者数 7,886人

参考2) 平成21年2月11日現在

鳥インフルエンザH5N1感染者407名、死亡者254名（致死率62.4%）

国立感染症研究所の調査によると、罹患者の90%以上が40歳未満であり、10代の致死率が最も高く（73%）、50歳以上の群は最も低かった（18%）とする報告がある。

参考3) 国の被害想定

「新型インフルエンザ対策行動計画」より

新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議

- 医療機関を受診する患者数 最大2,500万人
- 入院患者数 53～200万人
- 死亡者数 17～64万人
- 従業員の欠勤は、最大40%に達する

対策の基本的考え方

- 複数の対策を総合的・効果的に組み合わせ、バランスの取れたものとする。

【対策の主要6項目】

- | | |
|---------------------|----------------|
| (1) 実施体制と情報収集 | (4) 医療 |
| (2) サーベイランス(発生動向調査) | (5) 情報提供・共有 |
| (3) 予防・まん延防止 | (6) 社会・経済機能の維持 |

行動計画
6～7P
14～24P

- 具体的には、発生段階に応じて対策を行うこととし、

【平常時】 ○ 発生前

抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄

医療体制の整備

県庁も含めた各事業者による事業継続計画等の検討・策定

【発生時】 ① 発生当初の段階

抗インフルエンザウイルス薬等による治療

感染拡大のスピードを遅らせる感染拡大防止対策の実施

医療従事者等に対するプレパンデミックワクチンの接種

② 感染拡大時

医療提供体制の確保

公共サービス等の事業継続、

を行うとともに、発生前の段階から、県民への継続的な情報発信、食料の備蓄等の事前の準備、発生時の適切な対応など、啓発もあわせて行う。

新型インフルエンザの発生段階と対応体制

行動計画
8～13P

平常時の準備体制（準備段階）		設置会議	本部長
未発生期の段階（平常時）	新型インフルエンザが発生していない段階	対策会議 （常設）	知事

発生段階と対応体制（対応段階）		対応体制	本部長	
第一段階（海外発生期）	(1) 海外で新型インフルエンザが発生した段階	警戒本部	副知事	
第二段階（国内発生早期）	(2) 県外で新型インフルエンザが発生した段階	対策本部	知事	
	(3) 県内または近県で新型インフルエンザが発生した段階			
第三段階	(4) 県内で患者の接触歴が積極的疫学調査で追えなくなった状態			
県の判断による	感染拡大期			(5) 入院勧告措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	まん延期			(6) 入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期			(7) ピークを越えたと判断できる状態
第四段階（小康期）	(8) 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態			

新型インフルエンザ対策会議の新設と 平常時の準備段階における検討体制

新型インフルエンザ対策会議

(本部長：知事)

行動計画

14～16P

本庁内の検討・調整

連携

○新型インフルエンザ対策チーム
(健康増進課)

庁内調整および県医師会
等の県レベルの関係機関
との調整窓口

○広報担当官の設置 情報提供の一元化

○各部局—行動計画に基づく具体的検討

新型インフルエンザ対策地域調整会議

(議長：保健所長)

地域の運用面における具体的検討・調整

各健康福祉センター(事務局)

市町、医療機関、消防等関係機関

訓練を行い、問題点を把握するとともに検討事項にフィードバック

未発生期における平常時の主な対策

【未発生段階：平常時】

行動計画
25～35P

新型インフルエンザ対策会議（常設）（本部長：知事）

新型インフルエンザの未発生现阶段から全庁的取組みを促進するため設置

＜目的＞

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国との連携の下に発生の早期確認に努める。

＜主な対策＞

- 1) 県および関係機関・事業者等における事業継続計画等を策定する。
- 2) 鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザに関する各種情報の収集および共有を行う。
- 3) 国の方針に従い、医療従事者ほか社会機能の維持に関わる者に対し、プレパンデミックワクチンの事前接種を行う。
- 4) 地域の医療体制の確保等の検討、発熱相談センターおよび発熱外来の設置場所・運営方法等の検討を行う。
- 5) 医療資機材（個人防護具、人工呼吸器等）を備蓄・整備する。
- 6) 抗インフルエンザウイルス薬（タミフル、リレンザ）を備蓄する。
- 7) 県民に対する新型インフルエンザ対策に関する情報提供を行うとともに、広報担当官を置く。
- 8) 国、市町と連携した訓練を実施する。

各発生段階における対策の目的と主な対策

【第一段階】 海外発生期

行動計画
36～39P

新型インフルエンザ警戒本部

(本部長:副知事)

WHOの新型インフルエンザ発生の情報等入手した段階で設置

<目的>

国内発生に備えて体制の整備を行う。

<主な対策>

- 1) 海外での発生状況に関する継続的な情報収集および関係機関との情報共有を進める。
- 2) 新型インフルエンザ発生地への渡航自粛等呼びかける。
- 3) 国が行う検疫に対して、入国者に対する健康監視・停留等の措置に協力する。
- 4) 国内発生に備え、サーベイランス強化・医療体制の整備を進める。
- 5) プレパンデミックワクチン接種の検討などを行い、接種が適切であると判断した場合には医療従事者や社会機能維持に関わる者に対する接種を開始する。
- 6) 問合せに対応する相談窓口を設置する等、県民への情報提供を行う。
- 7) 事業者に対し、職場での感染防止策及び業務の継続または縮小の準備を行うよう要請する。

【第二段階】 国内発生早期（県外）

新型インフルエンザ対策本部（本部長：知事）

国内で新型インフルエンザが発生した情報を得た段階で設置

＜目的＞

県内発生に備えて体制の整備を行う。

＜主な対策＞

- 1) 海外および国内での発生状況に関する継続的な情報収集および関係機関との情報共有を進める。
- 2) 新型インフルエンザ発生地への渡航自粛等呼びかける。
- 3) 国が行う検疫に対して、入国者に対する健康監視・停留等の措置に協力する。
- 4) 県内発生に備え、サーベイランス強化・医療体制の整備を進める。
- 5) プレパンデミックワクチン接種の検討などを行い、接種が適切であると判断した場合には医療従事者や社会機能維持に関わる者に対する接種を開始する。
- 6) 問合せに対応する相談窓口を設置する等、県民への情報提供を行う。
- 7) 事業者に対し、職場での感染防止策及び業務の継続または縮小の準備を行うよう要請する。

【第二段階】国内発生早期（県内および近県）

行動計画
43～46P

新型インフルエンザ対策本部

新型インフルエンザ患者が、県内および近県で発生した場合に移行

<目的>

県内での感染拡大をできる限り抑える。

<主な対策>

- 1) 患者は、感染症指定医療機関等で入院措置および抗インフルエンザウイルス薬の投与を行う。
- 2) 積極的疫学調査を行い、接触者（同居者等）は外出自粛とした上で、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与および健康観察を行う。
- 3) 接触者に症状があらわれた場合は、感染症指定医療機関等に移送または搬送を消防機関に依頼する。
- 4) 新型インフルエンザの可能性のある者とそれ以外の者を振り分ける発熱外来を設置する。
- 5) 地域住民全体への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や人の移動制限を伴うウイルス封じ込めの可否を判断する。
- 6) 学校等の臨時休業、集会・外出の自粛要請、個人防護の徹底の周知等の公衆衛生対策を実施する。
- 7) 社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた取組みを要請する。

【第三段階】 感染拡大期／まん延期／回復期

行動計画
47～51P

新型インフルエンザ対策本部

<目的>

- 1) 健康被害を最小限に抑える。
- 2) 医療機能、社会・経済機能への影響を最小限に抑える。

<主な対策>

- 1) 県民（特に社会的弱者等）への支援を強化する。
- 2) パンデミックワクチンが接種可能となり次第順次接種する。
- 3) 学校等の臨時休業、集会・外出の自粛要請、個人防護の徹底の周知等の公衆衛生対策を継続実施する。
- 4) まん延期には、濃厚接触者等への抗インフルエンザ薬の予防投与を見合わせる。同居者に対する予防投薬継続の有無は、国が示す予防投与効果の評価を踏まえて周知する。
- 5) まん延期には、患者の入院措置を中止し、原則すべての入院医療機関において診断・治療を行う。
- 6) 入院治療は重症者を対象とし、それ以外の患者に対しては、在宅での療養を要請する。
- 7) 事業者に対し、不要不急の業務の縮小に向けた取組みや職場での感染防止策を講ずるよう要請する。
- 8) 社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業の継続を要請する。
- 9) 死亡者については、円滑な埋火葬対策を講ずる。

【第四段階】 小康期

行動計画
52～54P

新型インフルエンザ対策本部

<目的>

社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。

<主な対策>

- 1) 第三段階までに実施した対策を評価し、次の流行に備えた対策を検討し、実施する。
- 2) 不足している資器材、医薬品等の調達および再配備を行う。

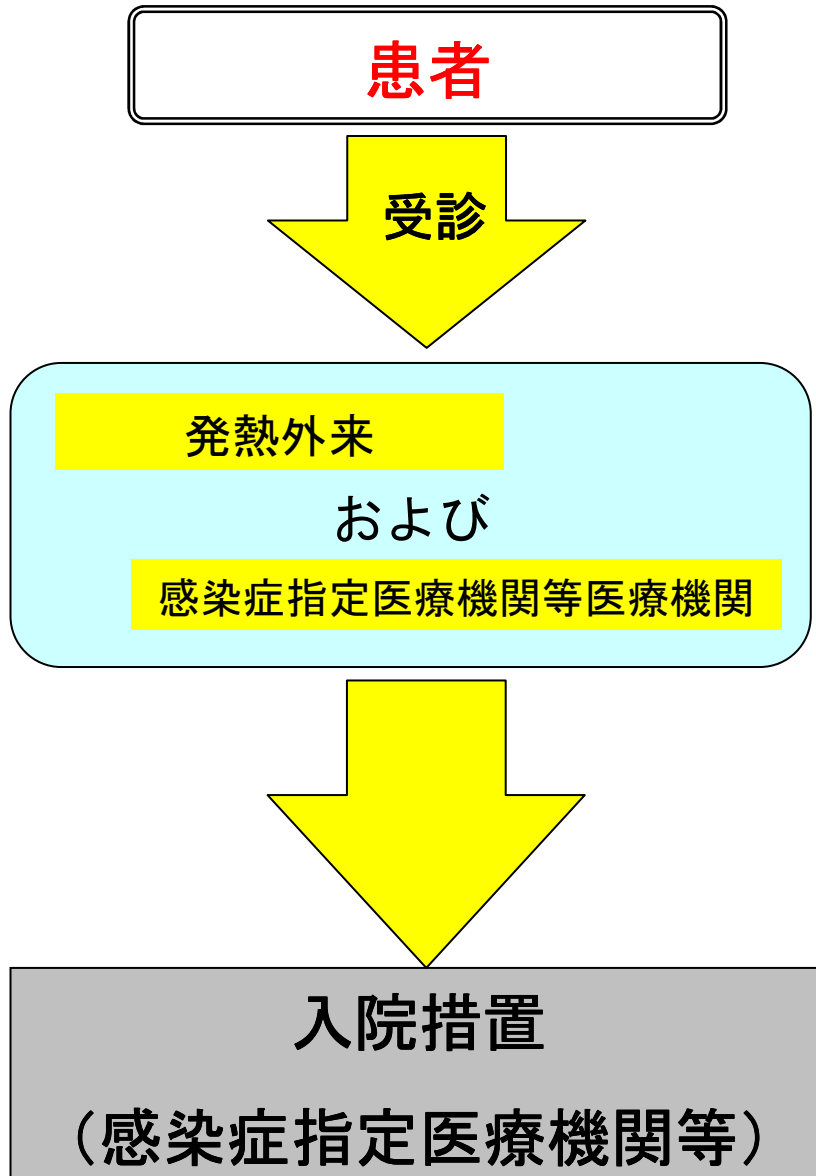
〔※通常の業務体制への移行は、国全体の感染の状況を見て判断〕

主な対策のポイント

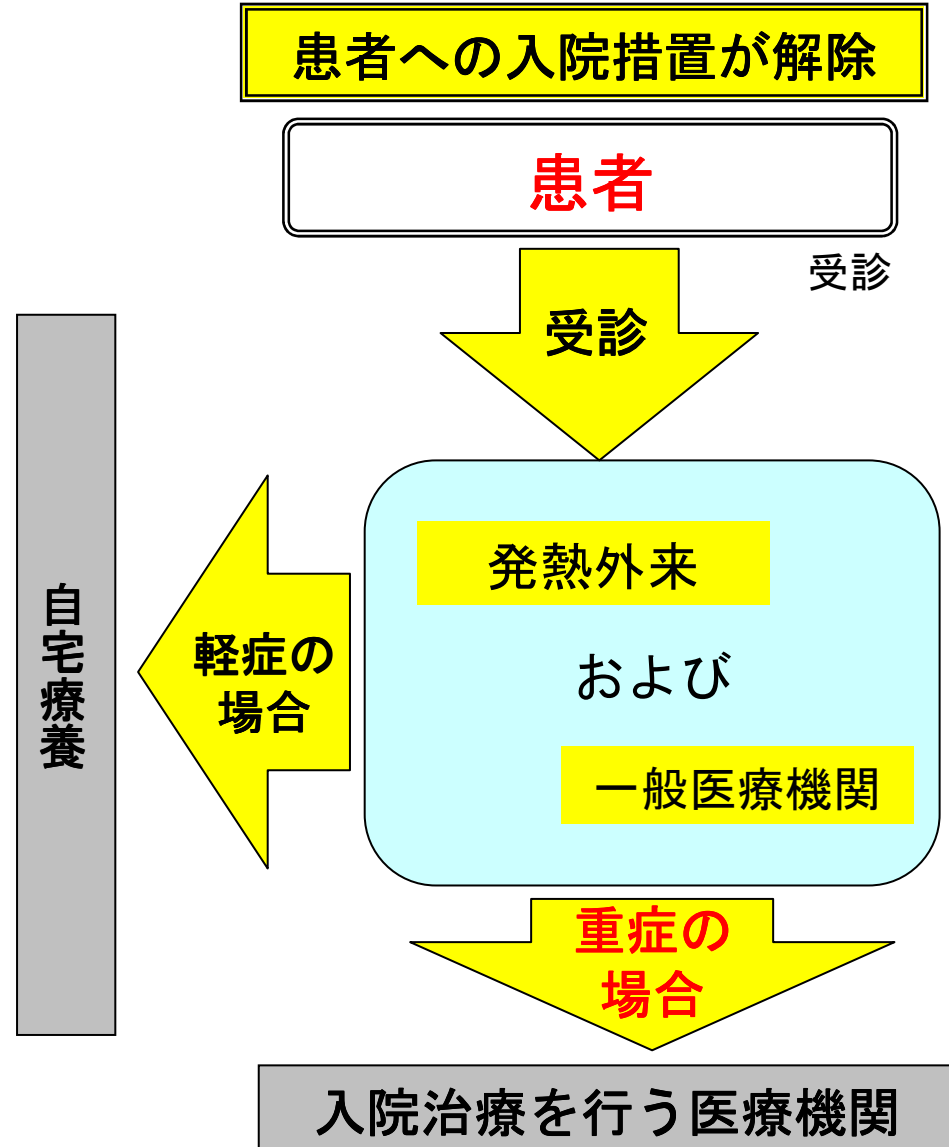
- ① 患者対応
- ② 事業継続計画
- ③ 情報提供
- ④ 抗インフルエンザウイルス薬
- ⑤ ワクチン接種

患者対応

国内発生初期～感染拡大期



まん延期以降



事業継続計画

【 計画の前提 】

- ① 全人口の25%が罹患することから、欠勤率を最大40%となることを想定する。
- ② 不要不急の業務を縮小・中止することが必要。
- ③ 社会・経済機能の維持の観点から、業務を継続するため、事業継続計画を策定する。

事業継続計画策定に当たっての主要検討事項

・・・被害の勘案と事態の進展に応じた対応が必要

- ① 感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、事業継続レベルを決定
- ② 事業への影響分析と重要業務の特定
- ③ 感染時等における従業員の勤務体制
- ④ 重要業務を継続するための関係事業者等との連携体制

等

情報提供

【 県民向け情報提供・啓発等 】

○個人、家庭での感染予防策

咳エチケット（マスクの着用、せきやくしゃみは人から顔をそむけるなど）の習慣づけ、手洗い・うがい

○個人、家庭での備蓄

最低限（2週間程度）の食料品、生活必需品、マスク等の備蓄（25枚程度）

○新型インフルエンザに関する基本知識

○新型インフルエンザ対策に関する情報

【 情報提供の庁内体制 】

○新型インフルエンザに関する定期的な情報の発信

○情報を発信する窓口の一本化

抗インフルエンザウイルス薬

○備蓄

【治療薬 363,000人分 国の備蓄目標：5,861万人分】

- ・タミフル 346,200人分 国の備蓄目標：5,460万人分
- ・リレンザ 16,800人分 国の備蓄目標：401万人分

○抗インフルエンザ薬の投与方針

【国内発生早期(県内)】

- ・患者の同居者、患者と同じ職場等にいる者または医療従事者等に予防投与を行う。

【まん延期以降】

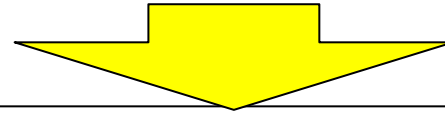
- ・予防投与を中止する。
- ・同居者に対する予防投与継続については、国が示す方針に従う。

○薬剤耐性への対応

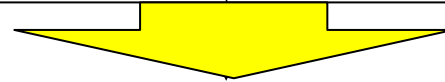
- ・新型インフルエンザウイルスがタミフル耐性でリレンザに効果がある場合に使用する。

ワクチン接種(未定)①

平成20年度 プレパンデミックワクチンの有効性・安全性を確認する研究を実施
(対象者6,400人)



臨床研究結果の有効性・安全性について良好な評価が得られれば



平成21年度

医療従事者・社会機能を維持する者等への事前接種の検討

平成20年9月18日、国は、プレパンデミックワクチン接種の対象者及び順位に関する案を公表（ワクチン接種の進め方について）。
現在、接種体制、費用負担の在り方等について検討しているところであり、おつてガイドラインとして取りまとめられる予定。

○ 接種の方針（案）

【発生前】

- ・ 国の方針に従い、医療従事者および社会機能の維持に関わる者に対するプレパンデミックワクチンの事前接種を実施

【発生後】

- ・ 医療従事者および社会機能の維持に関わる者を対象に接種
- ・ パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、接種開始

ワクチン接種(未定)②

ワクチンの先行的な接種順位は、カテゴリーⅠ→Ⅱ→Ⅲの順

【カテゴリーⅠ】

■発生時に即時に第一線に対応する業種・職種

①感染拡大防止・被害の最小化に資する業種・職種

【カテゴリーⅡ】

■国民の生命・健康・安全・安心に関わる業種・職種

②新型インフルエンザ対策に関する意思決定に携わる者

③国民の生命・健康の維持に関わる業種・職種

④国民の安全・安心に関わる業種・職種

【カテゴリーⅢ】

■国民の最低限の生活の維持に関わる業種・職種

⑤ライフライン維持に関わる業種・職種